

岩手県警察柔剣道審査規程

(昭和38年1月11日警察本部訓令第4号)

〔沿革〕平成6年5月警察本部訓令第11号、14年3月第5号、20年3月第8号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察柔剣道審査規程を次のように定める。

岩手県警察柔剣道審査規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県警察官の柔剣道段級位の審査(以下「審査」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査の段級位)

第2条 審査する級位は、3級から1級まで、段位は初段から5段までとする。

(委員会の設置)

第3条 審査を行なうため岩手県警察本部に、岩手県警察柔剣道審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長および委員若干名をもつて組織する。

2 委員長は、警察本部長をもつてあて、委員は警察本部長の任命または委嘱する者をもつてあてる。

(審査の時期)

第5条 審査は、概ね次の時期に行うものとする。

- (1) 警察学校卒業のとき
- (2) 逮捕術又は柔剣道講習会終了のとき
- (3) 警察署長より申請があつたとき
- (4) その他委員会において必要と認められたとき

2 審査の期日、場所、その他必要な事項は、そのつど委員長が定める。

(審査の種類)

第6条 審査は、試験審査と無試験審査の2種類とする。

(試験審査)

第7条 級位の試験審査は、次の科目について行うものとする。

- (1) 柔道又は剣道の技術(基本、稽古)
 - (2) 逮捕術の技術(初級程度)
- 2 段位の試験審査は、次の科目について行うものとする。
- (1) 柔道または、剣道の技術(基本、試合、形)
 - (2) 逮捕術の技術(2段までは初級、3段以上は中級程度以上)
 - (3) 学科(理論および技術に関するもの、3段以上は指導能力を含む)

(試験の合格点)

第8条 前条の試験は、各科目とも100点を以つて満点とし、80点以上をもつて合格点とする。

(無試験審査)

第9条 無試験審査は次のものについて行うものとする。

- (1) 柔道または剣道の振興に功労ある者にして、し道奨励上特に必要と認められる者
- (2) 平素の訓練成績が、特に優秀と認められる者で試合において抜群の成績を挙げた者

2 人財育成課長または警察署長は、前項各号に該当する者を推薦するときは、別記様式第1号によるものとする。

(審査期間の制限)

第10条 段級位取得後、次に掲げる期間を経過しなければその上級の段級位の審査を受け

ることができない。

(1) 級位は満3ヶ月以上

(2) 段位は満1ヶ年以上

(審査の中止および拒否)

第11条 委員会は、審査にあたって、品行不良、その他昇段昇級を不相当と認める者を発見したときは、審査を中止し、またはこれを拒否することができる。

(審査証の交付)

第12条 委員会は、警察本部長に審査の結果を報告しなければならない。

2 警察本部長は、委員会の報告に基づき審査に合格した者(以下「合格者」という。)に、別記様式第2号の審査証を交付するものとする。

(審査結果の通知)

第13条 審査結果は、その者の所属長に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長は、その審査に合格したものを身分表ならびに教養記録カードに記入しなければならない。

(警察官以外の警察職員に対する審査)

第14条 委員会は、警察官以外の警察職員をこの規程により審査することができる。

附 則

1 この規程は、昭和38年1月11日から施行する。

2 岩手県柔剣道審査規程(昭和30年岩手県警察本部訓令第30号)は、廃止する。

3 この規程施行の際、現に有する段級位は、この規程による相当段級位とみなす。

附 則(平成6年5月25日警察本部訓令第11号)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

2 改正前の様式は、当分の間、改正後の様式に代えて使用することができる。

附 則(平成14年3月20日警察本部訓令第5号抄)

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成20年3月12日警察本部訓令第5号抄)

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

年 月 日					
岩手県警察柔剣道審査委員長 殿					
所属長 階級 氏 名 印					
柔道、剣道段級位無試験付与推せん書					
推せんする段級位	現在の段級位	推 せ ん の 理 由	階級	氏 名	年 齢

様式第 2 号 (第 12 条関係)

審 査 証	
氏 名	
柔 道 剣 道	を審査し に列する
年 月 日	
岩手県警察本部長 警視長 氏 名 印	